# 学校いじめ防止基本方針

東近江市立玉緒小学校

国，及び滋賀県，東近江市のいじめ防止基本方針を参酌し，本校の実情に応じ，「いじめ防止対策推進法第１３条」に則り，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を次のように定める。

## １　いじめ問題に関する基本的な考え方　― 基本理念 ―

全ての児童が，教育を受ける権利や基本的人権が保障され，良好な人間関係を保ち安心して学校生活を送り，生きる力を育むことができる学校づくりを進めている。

この学校づくりにあたり，「いじめ防止対策推進法第２条」に定義されているいじめは，どの学校にも起こりうると認識し，その防止は必須の課題と捉える。そこで，どの児童も被害者にも加害者にも傍観者にもなりうることを認識し，未然防止のためにいじめを生まない土壌をつくって維持し，早期発見と「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」学校体制と具体的な措置を講じる。また，重大事態にあっては，法の下に校内外において迅速に組織的に対処するものとする。

これらにあたっては，国や県，市の施策に応じて整え，家庭や地域，関係機関等と連携しながら進め，適時に評価と改善を重ねるものとする。

［いじめの定義］いじめ防止対策推進法第２条

この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ２　いじめ（未然）防止，早期発見，いじめに対する措置等にかかる組織

組織的な学校体制により，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，「いじめ防止対策推進法第２２条」に則り，校長が主催する「いじめ対策委員会」を設ける。

［構成］

校長　教頭　生徒指導主任　教育相談主任　人権教育主任　養護教諭　各学年部長　その他，相談や協力等を求める人員（心理・福祉・法等専門的な関連機関職員，ＰＴＡ役員，学校評議員等）

［役割］

・いじめ防止基本方針策定及び見直しと改善
・いじめ（未然）防止，早期発見の推進
・いじめに対する措置にかかる方針協議及び対応
・教職員校内研修
・いじめ（未然）防止，早期発見，いじめに対する措置等かかる学校自己評価，関係者評価

３　いじめ防止のための取組及び学校体制

（１）いじめの防止

いじめは，どの児童も被害者にも加害者にも傍観者にもなりうることを認識し，次のような取組及び学校体制を整え，未然防止のためにいじめを生まない土壌をつくって維持する。

①教職員のいじめに対する認識と共通理解

全職員が「いじめをさせない　いじめを許さない」という認識を確かなものとし，いじめの定義をはじめ，その態様や特質，原因や背景，指導上の留意点等について，校内研修や職員会議等において基本的な知識や理解を共有する。また，日常的に児童の状況を捉え，いじめにかかる実践課題を明らかにして実効性のある協議をして共有し，未然防止のための実践につなぐようにする。

②授業や学年学級経営

・いじめのない集団づくりを基本の一つにした学級づくりを進める。
・わかる授業，魅力ある授業に努め，授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。
・教科等の授業や学級活動や児童会活動において，話し合い活動の活性化と充実を図り，民主的な人間関係の中で互いを認め合い学び高め合う力を育む。
・学校教育全体で展開する道徳教育において，正義や思いやりなどの道徳的心情を養い道徳的実践力を育む。
・学校教育全体で展開する人権教育において，差別をゆるさない，させない心情と実践力を育む。（人権標語づくり　人権集会・人権学習）
・学級活動や特別活動における集団的な活動や体験活動を通して，自尊感情や自己肯定感，良好な人間関係能力，生命に対する畏敬の念，感動する心，相違を認め合い許し合い共に生きる心を育てる。
　グループエンカウンター　ソーシャルスキルトレーニング
　アサーショントレーニング

③児童会活動

・いじめ防止自治活動
　委員会活動を通した児童による「いじめをしない・させない学校づくり」
　ショート集会

・異学年交流（ピア（仲間）・サポート）
　たてわり活動…たてわり遊び・たてわりそうじ（年間５回程度）
　地区児童会・集団登校班
　クラブ活動
　玉小たてわり遠足

④生徒指導と教育相談
・教職員のいじめを許さない姿勢を日々の実践で示す。
・どの子どもにも「だめなことはだめ，いいことはいい」と毅然と言い切る指導の徹底。
・一人の児童や学級集団に複数の教職員が関わる指導支援体制
　学級，学年，学年部，クラブ，委員会，たてわり活動班，地区児童会，各行事担当グループ等において，学級担任のような指導と支援を進める。

⑤啓発と情報提供，及び保護者・地域連携
・「いじめを絶対に許さない　いじめられている人を守り通す」宣言
　児童，保護者，地域の人々にこれを宣言し，日常の教育実践を展開する。
・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに公開したり，いじめ防止にかかる情報を保護者や地域に提供したりして，民生・児童委員，学童保育所，スクールガード，スポーツ少年団，警察署等の理解と協力を得て連絡を密にし，いじめ防止について連携を図る。

⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
・情報モラル教育
・ネットいじめ等にかかる親子学習（５年　ゲストティーチャー招聘）

（２）いじめの早期発見のための取組及び学校体制
　どの学校にも起こりうる認識をもち，いじめかどうかと思案する兆候でも，いじめを積極的に認知し，見逃さず早期に発見し早期対応につなぐようにする。また，児童と教職員の信頼関係の構築と維持，複数の教職員による関わり，定期的な調査や相談体制により，早期発見の取組や学校体制を備え，見逃さず早期に発見し早期対応ができるようにする。

①信頼関係の構築と維持
・児童が教職員に悩みを気軽に相談できるよう，教職員は日頃から児童と信頼ある関係づくりに努める。
　授業における指導と支援　日常的な声かけ　日記指導等

②きめ細かな観察
・個々の教職員が，児童の誰にも起こりうるいじめに照らし，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
　（市教育委員会「疑いじめ報告」の対象になる状況を見逃さない。）
・一人の児童や学級集団に複数の教職員が関わる指導支援体制
　３（１）④と同様
・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有する。

日常的な報告，連絡，相談，確認の習慣
学年部会（毎週木曜日）
教務部会（毎週月曜日）
ケース会議（生徒指導推進委員会　校内委員会　随時）

③定期的な調査

・児童に対する定期的なアンケート（おおむね２ヶ月に１回））
・保護者に対するいじめチェックシート（適時）

④相談体制

・個人面談（随時）

⑤相談箱設置

常時，校舎内の一角に相談箱を設置しておく。

⑥相談機関の情報提供

滋賀県「こころんダイヤル」等，相談機関の紹介

## ４　いじめに対する措置のための具体的対応及び学校体制

いじめが発見された場合，「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」宣言どおり，迅速に組織的に学校体制により対応する。

被害，加害，傍観の該当児童やその集団の社会性の向上や人格の成長，良好な集団形成に主眼を置き，保護者の理解と協力，地域や関係機関，専門機関等の連携し，教育的な対応を進める。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

・悪ふざけ・良好な関係と思われない遊びや交流等を含め，いじめと疑われる行為に直面した場合，その時その場でその行為を制止する。
・いじめの発見や通報，相談があった場合，真摯に誠実に傾聴し，早急に校内の「いじめ対策委員会」関係者に報告，連絡をする。
・「いじめ対策委員会」において，校長のリーダーシップの下で，対応や役割分担を調整し，いじめにかかる事実確認をする。それらを集約し，児童の指導や支援，保護者に対する説明，関係機関に向ける報告，連絡，協力，連携等について協議とそれに即した初期的な対応をする。全職員が事実や対応策について共通理解するとともにそれぞれの役割を担う。これらについて，市教育委員会に報告し，随時，連絡を取り合う。
・「いじめ対策委員会」は，直近の対応の後，この項②以下の短期的・中期的・長期的な対応策について適宜に協議し，実践につなぐ。

②いじめられた児童，保護者の支援

・いじめられた児童に事実確認をした後，「いじめを許さないこと　必ず守り通す」ことを伝える。さらに，いじめ解消にかかる対応の具体，秘密を守ること，見守り，安全の確保等を示し，安心や自尊感情を持てるようにする。また，いじめの事実やこれらについて保護者に直接伝える。

・いじめられた児童の状況に応じて，学習やその他の活動の環境について信頼できる友人や教職員，家族，その他の関係機関・専門機関等の人員による指導・支援，見守り，寄り添い，カウンセリング等により，教育を受ける権利を保障し，安心して学校生活が送れるように配慮する。
・いじめを解消することについて具体的対応により示し，解消後もいじめの不安なく過ごせているかどうかを確かめながら，いじめの未然防止について継続的に十分な注意を払うようにする。

③いじめた児童の指導及び保護者に対する助言
・いじめた児童に事実確認をした後，いじめは，人格を傷つけ生命や心身，家族や財産等も脅かす過ちであることを十分に理解させ，重大な責任を自覚させる。
・いじめの重大な過ちと責任に照らし，相手の心情を思いやり，謝罪と償いの気持ちを行動で示せるように指導する。
・いじめた児童がかかえる課題や背景をつかみ，いじめの再発防止に向けた指導と，その児童の健全育成や個人情報等にかかる教育的配慮について十分に協議し，組織的に指導と支援をする。これらについて，保護者に説明し，理解と協力を求める。必要に応じて，関係機関・専門機関と連携する。
・いじめ解消後もいじめ再発防止に向けた指導を継続する。
・いじめが解消されない状況について教育的な配慮の上で，いじめられた児童や集団を守るために法の下に毅然とした対応をする場合がある。

④いじめが起きた集団に対する働きかけ
・いじめが起きた集団において，直接的にいじめていなくても同調的な行為をしていた，止めることができなかった，傍観していた，通報することができなかった等は，いじめに加担する行為，容認する行為であることを理解させる。
・いじめの起こった集団にある個々の児童が，いじめを自分の問題として捉え，いじめは許されない行為であり，いじめの根絶や良好な人間関係に向けた改善について，深く考え，話し合い，健全な集団を再構築できるようにする。

⑤インターネット上のいじめに対する措置
　ネット上に不適切な通信があった場合，直ちに削除する措置をする。さらに名誉毀損やプライバシー侵害，個人情報発信等があた場合，プロバイダ等に違法な情報配信の停止や削除を求める。これらについて，児童に重大は被害が発生するおそれがあるときは警察通報する。
　また，ネット上の被害や問題の状況に応じて，関係機関に報告，連絡，相談し，指導や支援を求める。

５　重大事態の対処

「いじめ防止対策推進法第２８条」に規定された重大事態が発生した場合，法に則り，速やかに市教育委員会に報告，連絡，相談し，その指導の下で学校または市教育委員会が主体となる「重大事態調査委員会（仮称）」による調査を進める。調査後，重大事態の事実関係等その他の必要な情報を児童や保護者，関係期間等に適切に提供する。また，関係機関等の再調査に全面的に協力する。

児童の状況に応じて，４の項「いじめに対する措置のための具体的対応及び学校体制」に準拠し，重大事態に合わせた措置をとる。

【重大事態】…「いじめ防止対策推進法第２８条」に規定，及び申し立て

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童や保護者から，いじめによる重大事態として申し立てがあり，それが重大と認められるとき。

６　その他

①玉緒小学校いじめ防止年間計画　…　別紙

②この方針の施行日　平成２６年４月１日

③この方針の見直しと改善

「いじめ対策委員会」により，学校評価に照らしつつＰＤＣＡサイクルによる評価と改善を定期的に年度末，及び年度途中において適宜行う。